

## 商品売買契約約款

### 第1条 (約款の適用)

株式会社アイ・イーグループ（以下「当社」という）は、売買契約約款（以下「本約款」という）を定め、本約款に基づき、当社に株式会社アイ・イーグループ（以下「当社」という）は、売買契約約款（以下「本約款」という）を定め、本約款に基づき、当社に本商品（第2条にて定義する）に関する契約（以下「本契約」という）を申し込んだ申込者（以下「お客様」という）に対して、本商品（第2条にて定義する）を売り渡すものとする。

### 第2条 (定義)

当社がお客様に対して売り渡す商品は、当社指定の商品（以下「本商品」という）とする。

### 第3条 (審査)

お客様は、当社の定める方法により、本商品に関する申込みを行うものとし、当社所定の審査により適当と判断された場合に限り、本商品を買い受けることができるものとする。

### 第4条 (支払期日・支払方法等)

お客様は、当社の定める本商品の料金を、当社が定める支払期日・支払方法等に基づき、当社に対して支払うものとする。

### 第5条 (納入)

当社は、本契約に基づき、お客様が指定する場所に本商品を納入するものとする。

### 第6条 (検査)

1. お客様は、当社が本商品を納入したときより3日以内（以下「検査期間」という）に本商品の検査を行い、本商品の瑕疵もしくは数量不足等を見出した場合、当社に対し通知するものとする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を当社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。

### 第7条 (初期不良等)

1. お客様は、当社から買い受けた本商品に引渡し前の原因に基づく初期不良が当社にて認められた場合に限り、お客様は当社に対して代替品の納入を申し入れることができるものとする。
2. お客様は、当社から買い受けた本商品が、当社が提示した当該契約の内容及と相違している場合、当該契約の解除ができるものとする。

### 第8条 (所有権の移転)

1. 本商品の所有権は、本商品がお客様に引き渡された時点をもって、当社からお客様に移転するものとする。
2. お客様は、本商品の所有権の移転前において、本商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとする。

### 第9条 (遅延損害金)

当社は、お客様が本商品の代金の支払いを遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年率1.4、6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

### 第10条 (第三者委託)

当社は、本契約に基づく本商品の納入に関する業務及び本商品の代金を集金する業務、その他本商品に関する業務を、当社の指定する第三者に対して委託することができるものとする。

### 第11条 (危険負担)

本商品の納入前に本商品の滅失又は毀損が生じた場合は、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が危険を負担するものとし、納入後に生じた滅失又は毀損が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

### 第12条 (瑕疵担保責任)

当社は、本商品の隠れたる瑕疵に関しては、本商品の引渡しから3ヶ月以内に当社に対して請求を受けたもの限り、その損害賠償責任を負うものとする。

### 第13条 (責任の制限)

当社は、本商品又は本商品の使用により、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。

### 第14条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、当社が本契約に基づく債務の一部又は全部を履行できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

### 第15条 (本サービス・約款の変更)

1. 当社は、本約款の全部又は一部を、お客様に通知事前に通知することにより、変更することができるものとする。なお、本約款の変更は、民法第48条の4の規定に従い変更するものとする。
2. 当社は、前項に基づき本約款の内容を変更した場合、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を当社が指定する方法によりお客様に通知するものとする。
3. 本約款の内容が変更された場合、変更後の本約款の内容が適用されるものとする。

### 第16条 (権利譲渡の禁止)

お客様は、本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

### 第17条 (損害賠償)

お客様が本約款の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとする。）等を全額賠償する責任を負うものとする。

## NeObit 商品割賦購入契約約款

本商品割賦購入契約約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様（以下「契約者」といいます。）が、株式会社アイ・イーグループ（以下「当社」といいます。）から、商品等（以下「商品」といいます。）を購入する際の条件を定めるものです。契約者は、本約款及び商品売買契約約款に従い、当社と商品の割賦購入に係る契約（以下「商品割賦購入契約」といいます。）を締結します。

### 第1条 (売買契約の成立時点)

商品割賦購入契約は、当社が契約者からの商品割賦購入契約の申し込みを承諾し、契約者に商品が着荷した時をもって成立するものとします。ただし、MNPでのお申し込みの場合NeObit通信回線に切り替わった時点で商品割賦購入契約が成立するものとします。

### 第2条 (商品の引渡しおよび所有権の移転)

商品は、商品割賦購入契約成立後、速やかに契約者に引渡され、当該引渡し時に本商品の所有権は契約者に移転するものとします。

### 第3条 (賦払金の支払期日・支払方法)

契約者は、商品の賦払金を、支払期日までに、当社に支払うものとします。

### 第4条 (商品の滅失・毀損の場合の責任)

契約者は、商品割賦購入契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、債務の履行を継続するものとします。

### 第5条 (住所等の変更)

1. 契約者は、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等（以下「住所等」といいます。）を変更した場合は、速やかに当社へ連絡をし、当社に通知するものとします。
2. 契約者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

### 第6条 (期限の利益喪失)

1. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとする。
①本約款の各条項のいずれかに違反したとき。
②商品売買契約約款第2-1条第1項各号の事由に該当したとき。
③支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
④商品の購入が契約者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、契約者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第15条の規定により債権譲渡を行った場合は、その譲渡先）の請求により商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとする。
①商品割賦購入契約上の義務に違反し、その違反が商品割賦購入契約の重大な違反となるとき。
②その他契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

### 第7条 (遅延損害金)

1. 契約者は、賦払金の支払いを遅滞したとき（次項の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し、商事法定利率（1年を365日とする日割計算。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとする。
2. 契約者は、商品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとする。

### 第8条 (解除)

契約者が第6条各項目各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、契約者に対する何等の通知・催告をすることなく商品割賦購入契約を解除できるものとします。

### 第9条 (費用等の負担)

1. 契約者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料）を負担するものとします。
2. 契約者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を負担するものとします。
3. 契約者は、賦払金の支払遅滞等契約者の責に帰すべき事由により、当社が訪問集金したときは、当該訪問集金に要した費用を負担するものとする。
4. 当社が第6条第1項①に基づく書面による催告をしたときは、契約者は当該催告に要した費用を負担するものとする。
5. 契約者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、または、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、当社が請求する場合には、契約者は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとする。

### 第10条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

とする。

### 第18条 (通知)

1. 当社からお客様への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）にお客様に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。
3. お客様が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

### 第19条 (報告義務)

1. お客様が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとする。
2. お客様が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとする。

### 第20条 (秘密保持)

お客様は、本契約に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

### 第21条 (期限の利益の喪失)

1. お客様が、以下の各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。
①本約款の各条項のいずれかに違反したとき。
②第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき。
③破産 会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。
④支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。⑤営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
⑥解散決議をしたとき。
⑦財務状態が著しく悪化し、又は、その恐れがあると認められたとき。
⑧債権譲渡を著しく毀損したとき。
⑨当社の名義、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、又は、その恐れがあるとき。
⑩法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
⑪反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
⑫関係法令に抵触し、又は、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、又は、そのおそれがあるとき。
⑬役員・保佐・補助開始の審判を受けた場合（但し、本契約締結時に後見・保佐・補助開始の審判を受けていた場合は除く。）
⑭死亡したとき。
2. お客様が当社に対する金銭債務その他の債務の履行を遅滞し、当社が20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面に催告したにもかかわらず、当該期間内に債務の履行がなされない場合、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。
3. 当社は、お客様が第1項各号及び第2項のいずれかに該当した場合、事前の通知又は催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

### 第22条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

### 第23条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、お客様及び当社は協議の上、これを解決するものとする。

### 制定日：2014年4月1日

改定日：2022年11月1日

改定日：2025年3月1日

改定日：2026年3月20日

※当社は、2026年3月20日をもって、株式会社オービットから「NeObit Secure Line」サービスの提供に関する事業を譲り受け、本約款並びにお客様との本契約の契約上の地位及び権利義務を承継いたしました。

### 制定日：2015年5月22日

改定日：2022年11月1日

改定日：2025年3月1日

改定日：2026年3月20日

※当社は、2026年3月20日をもって、株式会社オービットから「NeObit Secure Line」サービスの提供に関する事業を譲り受け、本約款並びに契約者との商品割賦購入契約の契約上の地位及び権利義務を承継いたしました。

### 制定日：2015年5月22日

改定日：2022年11月1日

改定日：2025年3月1日

改定日：2026年3月20日

※当社は、2026年3月20日をもって、株式会社オービットから「NeObit Secure Line」サービスの提供に関する事業を譲り受け、本約款並びに契約者との商品割賦購入契約の契約上の地位及び権利義務を承継いたしました。

契約者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社に商品の交換を申し出るかまたは商品割賦購入契約の解除ができるものとします。

### 第11条 (条件となる債務の提供に係る事項)

商品の販売に関して、条件となる債務の提供は何らありません。

### 第12条 (公正証書)

契約者は、当社が必要と認めた場合、契約者の費用負担で、商品割賦購入契約につき強制執行認諾事項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

### 第13条 (住民票取得等の同意)

契約者は、商品の申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票その他当社の指定する書類を、当社が取得し利用することに同意するものとします。

### 第14条 (合意管轄裁判所)

契約者は、商品割賦購入契約について紛争が生じた場合、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第15条 (割賦債権の譲渡)

当社は、契約者に対する商品割賦購入契約に基づく債権を第三者に譲渡または第三者の担保に供することがあります。契約者は、当該債権の譲渡および担保提供、並びに当社がこの場合に契約者の個人情報 を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

### 制定日：2015年5月22日

改定日：2022年11月1日

改定日：2025年3月1日

改定日：2026年3月20日

※当社は、2026年3月20日をもって、株式会社オービットから「NeObit Secure Line」サービスの提供に関する事業を譲り受け、本約款並びに契約者との商品割賦購入契約の契約上の地位及び権利義務を承継いたしました。

### 株式会社アイ・イーグループ

本店所在地東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

＜割賦販売における個人情報の利用目的等について＞

当社は、当社ホームページに記載のプライバシーポリシーに記載の内容に加え、個人情報を以下の内容で利用、共同利用および、第三者提供いたします。

#### (1) 個人情報の利用目的

- お客様からのお問い合わせへの対応、割賦販売に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート
- 割賦販売の提供可否判断、当該契約後のお取引状況管理
- 課金計算
- 料金請求
- 賦払金請求および分割支払金請求（他社からの委託によるものを含む）
- 割賦販売の不正利用の防止
- マーケティング調査および分析
- 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- 当社および他社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
- お客様サービス向上に寄与するための情報提供をお知らせする通知
- その他、法令に基づく対応等を含めた、割賦販売に必要な業務

なお、上記以外の目的で当該個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

#### (2) 加盟個人信用情報機関等への個人情報の提供・登録

当社は、下記に定める目的ため、商品割賦購入契約および立替払契約（以下、「対象契約」という）の契約者（申込者含む）に関する個人情報を、当社が加盟する個人信用情報機関ならびに、与信業務等に関して提供する企業に、右記に定める登録情報を提供することがあります。

##### ■ 目的

- 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
- 契約者の対象契約に関する代金のお支払能力調査

#### (3) その他第三者提供

当社は、当社商品の割賦購入に関して、商品割賦購入契約に基づく割賦債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を債権譲渡先へ提供する場合があります。 ※その他詳細については、当社プライバシーポリシーをご覧ください。

〈個人情報お問い合わせ窓口〉

個人情報の保護に関する法律に基づく、取り扱いお問い合わせにつきましては、下記でご連絡ください。

株式会社アイ・イーグループ 個人情報受付窓口

電話：03-5951-3515

受付時間：平日10:00～17:00（※土日祝・年末年始、お盆は休み）